は

じ

め

に



国家賠償法二条の瑕疵概念における

「通常」性について

西埜

章

営造物瑕疵説に立てば、この瑕疵は、営造物が『通常』有すべき安全性を欠如している状態を指しているから、『通 賠償責任を認めるべきことを主張するものではない。瑕疵がなければ、損害賠償責任が生じないことは当然である。 主張した。「営造物瑕疵説も、実定法上に『瑕疵』が責任成立要件とされている以上、 前稿「国家賠償法二条の『瑕疵』の意味について― ―営造物瑕疵説の再検討――」において、筆者は次のように 瑕疵がない場合にまで損害

常』性が瑕疵の存否の判断基準となり、これが損害賠償責任の限界を画することになる。不可抗力は勿論、 財政上

の制約や予測可能性・回避可能性等の問題も、この『通常』性の判断の中に取り込まれなければならない」と。そ(2)

こでは、「通常」性の解明が今後の課題とされていたのである。

客観説においては、「通常」性が瑕疵概念の中心に据えられている。ただ、一般的に論ずることが不可能と解さ(3)

れているためか、あるいは自明のことと解されているために、「通常」性について詳論したものは見当たらない。

そして、この点では、営造物瑕疵説においても同様である。

にし、それによって営造物瑕疵説の妥当性を補強することにしたい。 また、自明であるといえないことは、同一の学説に立ちながらも、具体的事例における瑕疵の有無をめぐって意見 の対立が生ずることからも明らかである。本稿では、判例・学説の動向を一瞥しながら、「通常」性の意味を明確 しかし、「通常」性を瑕疵概念の不可欠の要素とする以上は、ある程度までは一般的に論じておくべきであろう。

- (1) 法政理論一七巻一・二号九一頁以下。
- 2 この私見に対して、遠藤博也教授から、「義務違反説や客観説との差異は必ずしも明確ではない」(「国家賠償法総説 室井編・行政救済法(別冊法学セミナー・基本法コンメンタール)一八頁)との御教示をいただいた。
- (3) 古崎慶長・国家賠償法研究一五四頁参照。

思われる。

「通常」性と社会通念

ここでは、 また、社会通念という言葉が用いられていなくても、それを当然の前提にしていると思われるものが少なくない。 客観説においても営造物瑕疵説においても、「通常」性の判断基準として、 判例・学説における社会通念の取扱いをみておくことにしよう。 一般に社会通念が挙げられている。

一判例の動向

営造物瑕疵説に立って判断しているとはいえないが、社会通念という判断基準を考察するにつき参考となるように 裁判例において、 しばしば社会通念の語が使用されている。主要なものを次に掲げておこう。必ずしも客観説や

すために社会通念上必要とされる程度の性能、効用を具備しているかによつて定まる」と判示している。 区画し転落等の危険を防止するにあることは自明のことであるから、右手摺りにかしがあるかどうかは、右のような目的を果 裁昭和三八年三月二七日判決(訟務月報九巻四号四八九頁)は、「手摺りが設置された主たる目的が、踊り場と階下との間を 1 羽田空港ビル内の階段手摺りから幼児が転落受傷したため、手摺りの設置・管理の瑕疵が争われた事件において、東京地

の危険が安全性の欠如として営造物の設置・管理の瑕疵を構成するものとしなければならない」と判示している。 吾人の健全な社会通念に照らし、社会生活関係上の一般的な危険負担ないしは受忍義務の範囲に吸収し尽し得ないときに、そ 大東水害訴訟において、大阪高裁昭和五二年一二月二〇日判決 (判例時報八七六号一六頁) は、「現存する物理的危険性を、

五三年三月三〇日判決(判例時報八八六号二九頁)は、「河川管理者にそのような義務があるというためには、前述のような 白であるといえるような特別な事情のあることを必要とするといわなければならない」と判示している。 あり、これを放置することがわが国における河川管理の一般的水準及び社会通念に照らして河川管理者の怠慢であることが明 あらゆる観点から総合的に判断して、河川管理上その地点に河川管理施設を設置することが必要不可欠であることが明らかで 河川管理者に住民私有の堤防の買受け義務または代替堤防の築造義務があるか否かが争われた事件において、最高裁昭和

疵の有無は、……前記諸制約のもとでの同種・同規模の河川の管理の一般水準及び社会通念に照らして是認しうる安全性を備 えていると認められるかどうかを基準として判断すべきであると解するのが相当である」と判示している。 大東水害訴訟において、最高裁昭和五九年一月二六日判決(民集三八巻二号五三頁)は、「当該河川の管理についての瑕

一学説の動向

学説として、

雄川一郎博士、古崎慶長判事、村上義弘教授の所説を紹介しておくことにしよう。

常』という文言は、法解釈の厳格性を保つためには不可欠であって、単なる文章のあやではない。つまり、通常有 のにかかわらずこれを備えないような場合であれば……、そこから生ずる危険は社会通念上合理的に受忍されるべ すべき安全性を欠いている、ということは、安全性を欠いている状態が、『通常』 具備すべきものでなければならず、 管理に瑕疵に瑕疵があるものと考えるべきである」と説かれている。古崎判事も、「通常」性について、「この『通 き範囲を超え、行政主体の負担とするのが妥当であるから、その氾濫による損害はやはり河川という営造物の設置 雄川博士は、「堤防等の治水施設を全く備えない河川については、社会通念上当然治水施設を設けるべきである

かつそれで足りるということを意味する。そして、ここでは、何が『通常』かが重要な判断の決め手になるのであ

5

ない」と主張されている。 る」と説かれた上で、「営造物が、事故当時、通常有すべき安全性を欠如していたかどうかは、個別具体的に社会 通念によってきまる一つの価値判断であるから、事柄の性質上、それ以上の定義づけは、 困難であるというほかは

有無が判断されるべきものである」と述べられている。村上説では、社会通念という言葉は使用されていないが、(4) していないことではなく、社会的・現実的見地からみて通常備えるべき安全性を備えているか否かによって、その さらに、村上教授は、「営造物の瑕疵とは、理想的見地からかくあるべしと考えられる設備や性状を営造物が有

念によって決まることであり、社会通念は、社会の倫理秩序からの要求(人権意識や権利意識を含む)や科学技術 なお、民法七一七条についても、 同じような傾向がみられる。四宮和夫教授が、「『通常性』 は、 結局は、

の進歩によって規定されることが多いであろう」と説かれているのが、その代表的な例である。

特にこの傾

そこでいわれる「社会的・現実的見地」は社会通念に近いものと理解してよいであろう。

社会通念とは何か

決しがたい」ことはいうまでもない。この意味において、下山瑛二教授が、「総合的判断であるとか社会的通念と 判断基準として有効性を示し得るか否かということである。「単純な社会通念によっては、その『瑕疵』 のと思われる。 向は水害訴訟において顕著である。学説上では、それほど多いとはいえないが、おそらく当然の前提にしているも 最近の裁判例においては、「通常」性の判断基準として社会通念を持ち出すものが多くなっており、 問題は、 それ故、「通常」性の判断基準として社会通念を持ち出すことには、それほど異論はないであろう。 社会通念とはいっても一般的・抽象的で、その内容を明確にすることが容易でないため、 果たして の有無を

も俗見ではなくてはじめて良識となりうるということも銘記されねばならない」と説かれているのは、 そこに内在する要因の厳密な検討があってはじめて可能になる方法である。そしてかかる検討を経て、社会的通念 要因が多種多様であり、かつ、それらの作用の相互関連性が複雑であることより由来する手法であり表現であり、 いう言葉は、事物の認識を曖昧にし、それを正当化する言葉として用いられやすいが、個々の事案における規定的 的確な指摘

というべきである。

否か、少なからず疑問となるであろう。大東水害訴訟上告審判決について、池田恒男教授が次のように説かれてい しいと思われるが、最高裁と一般社会の『社会通念』の相違をもたらしているものもこの辺にあるのではあるま ることに留意すべきである。「本判決が繰り返し援用する『社会通念』によれば、大東水害ほど典型的な人災も珍 的には、最高裁判所によって判断されるにしても、最高裁判所のいう社会通念が果たして客観的なものといえるか も殆ど変わらない。この曖昧さのために、何が社会通念であるかは、立場によって相違してくることになる。最終 社会通念という言葉は、 確かに、曖昧な言葉である。そして、このことは、「健全な社会通念」と表現してみて(タ)

等を無視するということはできないであろう。それらをも視野に入れながら、事故当時の社会通念がどのようなも しているからである。従って、社会通念の確定に際しては、納税者としての国民の意識や国・公共団体の財政事情 からも判断されるべきではない。社会通念とは、「社会一般で受け容れられている常識または見解」(広辞苑)を指

何が社会通念であるかは、行政側の立場だけから判断されるべきでない。と同時に、また、被害者側の立場だけ

のであったかを考えていかなければならない。

律のひろば三七巻五号四二頁

であるから、その確定は具体的基準によってなされることになる。 社会通念の確定は、 困難な作業ではあるが、不可能というわけではない。ただ、社会通念は一般的・抽象的基準

1 島地判昭和五三年一一月一三日判例時報九三九号九○頁)、加治川水害訴訟控訴審判決(東京高判昭和五六年一○月二一 佐川水害訴訟一審判決 がある。 日判例時報一〇一八号二九頁)、加治川水害訴訟上告審判決 同旨のものとして、そのほか、加治川水害訴訟一審判決(新潟地判昭和五〇年七月一二日判例時報七八三号三頁)、平 (鹿児島地判昭和五三年八月三一日判例時報九二七号二二一頁)、川内川水害訴訟一審判決 (鹿児 (最判昭和六〇年三月二八日判例時報一一四九号五四頁) 等

- (2) 雄川「行政上の損害賠償」田中=原=柳瀬編・行政法講座三巻二一頁。
- 3 芝池義一「行政裁量と河川管理責任」法律時報五六巻五号五二頁参照。 古崎・国家賠償法研究一五四頁。なお、古崎「営造物管理責任」民商法雑誌創刊五〇周年記念論集Ⅰ三九五~三九六頁、
- (5) 四宮・事務管理・不当利得・不法行為下巻七三七頁。

村上「国家賠償と財政」鈴木=三ヶ月監修・新実務民事訴訟講座六巻二三八頁。

4

- 6 加治川水害訴訟一審判決 (判例時報七八三号三頁)。
- 7 下山「水害と賠償責任」雄川=塩野=園部編・現代行政法大系六巻一四三頁。同旨、石井宏治「大東水害訴訟事件」法
- 8 松島諄吉「大東水害事件」昭和五九年度重要判例解説ジュリスト八三八号四五頁、遠藤「時効一〇年」法学教室六四号

一六頁等参照。

(9) 大東水害訴訟控訴審判決 (判例時報八七六号一六頁)。

<u>10</u>

いように厳に戒しめなければならない、と説かれている(前掲一四八頁)。

池田「水害と国家責任」法律時報五六巻五号四五頁。なお、下山教授は、社会通念の名の下に安易な救済拒否にならな

一 営造物管理の特殊性と社会通念

らである。ただ、この点に関して問題となるのは、営造物ごとの特殊性をどこまで考慮すべきであるか、というこ(2) らを瑕疵の判断方法として挙げているのは、至極当然のことといってよい。営造物の種類が異なれば安全性の水準 とであろう。 も異なってくるであろうし、同種の営造物であっても、場所や利用状況等によって安全性の水準が異なってくるか 何が社会通念であるかは、営造物の種類・場所・利用状況等の具体的条件によって相違する。判例・学説がこれ

一 営造物管理の特殊性

慮すべきものといわなければならない」と述べている。一般論としてみる限り、妥当な判断であるといってよい。 異なる特質及びそれに基づく諸制約が存するのであつて、 大東水害訴訟上告審判決は、「河川の管理については、所論も指摘するように、道路その他の営造物の管理とは 河川管理の瑕疵の存否の判断にあたつては、右の点を考

もつといえよう」と説かれているのが、その代表的な例である。(4) 旨にはっきりと述べられているが、 のに対して、道路は当初から安全性を備えたものとして設置されるというのは、 河川はもともと災害の危険性を内包しており、 常識的な説明であり、 災害を防止することが容易でな

学説上でも、このような考え方が多いようである。

例えば、

加藤一郎教授が、「河川と道路との責任の対比は、

判

思われる。 しており、 的責任においては変りないはずである。 瑕疵に関する法的責任の解釈において、差異を設けるべきではなかろう。 成できない」と主張され、また、 ることを理由に、 とにならないのである。この意味において、古崎判事が、「河川の特性や河川管理の特殊性を強調し、 を経なければならない。 て通常予測し、 河川管理の特殊性を認めるとしても、それが瑕疵判断にどの程度影響するかについては、 両者に責任の質における差異を認めていない」と説かれていることには、(6) 大東水害訴訟上告審判決が、「河川の管理には、 未改修河川又は改修の不十分な河川の安全性としては、 河川の設置管理の瑕疵について一般的抽象的に異なった取扱いをしようとする試みには、 かつ、 河川と道路とが異なるということから直ちに、 回避しうるあらゆる水害を未然に防止するに足りる治水施設を完備するには、 須田政勝弁護士が、「損害賠償の定めに関する国賠法二条の道路と河川の管理の ……法律は損害賠償に関するかぎり、 以上のような諸制約が内在するため、 右諸制約のもとで一般に施行されてきた治 瑕疵の判断基準も本質的に異なるというこ すなわち、 河川と道路の管理責任を並べて規定 傾聴すべきものがあるように 道路の管理も河川の管理も法 すべての河川に なお別個の検討 道路と異な 相応の 到底賛 期

9 あつて、 水事業による河川の改修、 当初から通常予備される災害に対応する安全性を備えたものとして設置され公用開始される道路その他の 整備の過程に対応するいわば過渡的な安全性をもつて足りるものとせざるをおないので

営造物の管理の場合とは、その管理の瑕疵の有無についての判断の基準もおのずから異なつたものとならざるをえ ない」と述べているのは、従って、河川管理の特殊性を強調しすぎているものといってよい。 営造物の種類による差異、例えば、河川と道路との差異がいかに相対的であるにしても、その差異を全く無視す

制約として具体化されるが、技術的・社会的制約は、結局、財政的制約に大部分吸収されるものと考えてよい 瑕疵判断にあたってある程度は考慮せざるを得ないであろう。この特殊性は、一般に、財政的・技術的・社会的諸 から、以下、もっぱら財政的制約についての判例・学説の動向を一瞥し、若干の私見を付加することにしよう。(9) るというのは、その差異を強調しすぎるのと同様に、妥当ではないように思われる。営造物の種類による特殊性は、

二半份の重点

的なものとして、次の二つを掲げておこう。 消極的な裁判例 裁判例の中には、財政的制約は免責事由にならないとするものが散見される。その代表

るが、それにより直ちに道路の管理の瑕疵によつて生じた損害に対する賠償責任を免れうるものと考えることはできない」と を設置するとした場合、その費用の額が相当多額にのぼり、上告人県としてその予算措置に困却するであろうことは推察でき 高知落石事件において、最高裁昭和四五年八月二〇日判決(民集二四巻九号一二六八頁)は、「本件道路における防護柵

判示している。

張とも受け取れるが、現に多摩川の管理について前述のような瑕疵があって損害が発生した以上、財政上の理由からこれに対 川について相当程度の財政的投資がなされ、その結果、高水準の整備が達成されている限り河川管理者は免責される趣旨の主 多摩川水害訴訟において、東京地裁昭和五四年一月二五日判決(判例時報九一三号三頁)は、「被告の前記主張は、多摩 がある。

する賠償責任を免れ得るものと解することはできない」と判示している。

確ではない。

ただ、これらの裁判例が財政的制約を一切考慮すべきではないと考えているのか否かは、文面からは必ずしも明

事由としている裁判例としては、次のようなものがある。 であると解するものと瑕疵の判断要素であると解するものとの二つに分けることができる。違法性阻却ないし減殺 約を考慮すべきであると明言するものが増加している。それらは、 違法性阻却事由とする裁判例 これに対して、近時の裁判例においては、何らかの意味において財政的制 一応、 財政的制約を違法性阻却ないし減殺事由

があるものといわなければならない」と判示している。 仮に災害の発生があったとしても義務違背の違法性は阻却あるいは減殺され、沿岸流域住民においてもこれを受忍すべき場合 程度の時間を要するものであることは当然の事理であり、従ってそれが合理的理由に基づくものと認められる限り、その間は 事等治水工事に関しては被告らのいうごとく各種の特質、 1 志登茂川水害訴訟において、津地裁昭和五六年一一月五日判決(判例時報一〇二六号四三頁) 制約があるから具体的な施策として着手され実現されるまでにある は、「河川及び河川改修工

(三) 2 う河川管理上の諸制約は、これを違法性阻却事由として考慮すべきものであることは当然の事理である」と判示している。 瑕疵の判断要素とする裁判例 長良川・安八水害訴訟において、岐阜地裁昭和五七年一二月一〇日判決 瑕疵の有無の判断要素であるとしている裁判例としては、次のようなもの (判例時報一〇六三号三〇頁) は、「被告らの

1 加治川水害訴訟において、東京高裁昭和五六年一○月二一日判決(判例時報一○一八号二九頁)は、「河川改修事業には、

て河川事故が生じたときには、管理瑕疵責任について他の公の営造物とは異なる配慮をしなければならないものと考える」と のは相当でなく、右の制約があって河川の改修が計画高水流量を相当の期間達成できない場合において、右未改修が原因となっ でいるものであるから、河川管理について、右のような諸制約、就中財政的制約のあることを度外視して瑕疵の有無を論ずる 現状においても、また将来においても巨額の負担を伴い、かつ技術的、社会的見地からみても相当長期間を要する要因を含ん

常有すべき安全性の判断にあたつては、右に述べた河川管理の本質上、これらの財政的、技術的、 在することを無視するわけにはいかないのは、むしろ当然というべきである」と判示している。 宇美川水害訴訟において、福岡地裁昭和五七年一一月一九日判決(判例タイムズ四八四号二一六頁)は、「当該河川の通 社会的側面から諸制約が内

判示している。

- 理についての瑕疵の有無は、……前記諸制約のもとでの同種・同規模の河川の管理の一般水準及び社会通念に照らして是認し うる安全性を備えていると認められるかどうかを基準として判断すべきであると解するのが相当である」と判示している。 れらの諸制約によつていまだ通常予測される災害に対応する安全性を備えるに至つていない現段階においては、当該河川の管 展等により前示のような河川管理の特質に由来する財政的、技術的及び社会的諸制約が解消した段階においてはともかく、こ 大東水害訴訟において、最高裁昭和五九年一月二六日判決(民集三八巻二号五三頁)は、「我が国における治水事業の進
- とでの同種・同規模の河川の管理の一般水準及び社会通念に照らして是認しうる安全性を備えていると認められるかどうかを 瑕疵の有無は、 基準として判断すべきであると解するのが相当である(最高裁……五九年一月二六日第一小法廷判決・民集三八巻二号五三頁 加治川水害訴訟において、最高裁昭和六〇年三月二八日判決(判例時報一一四九号五四頁) 道路その他の人工公物の管理の場合とは異なり、……河川管理における財政的、技術的及び社会的諸制約のも は、「河川の管理についての

参照)」と判示している。

めようとする考え方は、間違っている」と。(ユ)(ユ)(ラ)

三 学説の動

向

は、 側 は何時も泣き寝入りを強いられることは必定である。したがって、設置・管理作用の不完全の判断には、管理権者 者側の予算の有無でこの判断が左右されてはならない」「営造物の管理権者に、予算不足の免責を許せば、被害者(ミシ) 具備しているかどうかが問題であり、この安全性を欠如している限り、道路管理に欠けると判断される以上、 いと判示した判例が、 不足が免責の抗弁にならないことを繰り返して強調されている。すなわち、「道路が道路として容観的に安全性を 役の都合──予算不足・管理能力不足など──が加味されてはならない」「予算不足が免責の抗弁にならないこと(⅓) すでに判例上確定している。このことは、二条の性格からいえることであり、予算不足が免責の抗弁にならな 否定説 学説の中には、 いずれも道路に関する判例であることを理由に、その趣旨を道路に関する事故だけに封じ込 財政的制約を考慮すべきではないとするものもないではない。古崎判事は、 管理 予算

る見解、瑕疵の判断要素として捉える見解、の三つに分けることができる。ただ、この学説間の対立は、余り鮮明(ધ) 解が対立しているが、一応の分類をすれば、免責の抗弁として捉える見解、違法性阻却ないし減殺事由として捉え なものではなく、 しかし、学説の多くは、財政的制約を何らかの意味において考慮しようとしている。その位置づけについては見 免責抗弁説 かなり相対的なものであるといってよい。 免責の抗弁であるとの立場に立つものとしては、 潮海一雄教授や綿貫芳源教授の所説を挙げ

ることができる。潮海教授は、「河川管理の諸制約は、 (ないかと考える)」と主張されている。また、綿貫教授は、高知落石事件上告審判決の評価に際して、「この判決(ロ) 限定的に解し、 これを免責の抗弁として位置づけるべきで

である」と主張されている。 に大きな負担になるものではない旨を付言すべきではなかろうか。このような配慮を欠く本件判決は再検討が必要 このように、予算による抗弁が許されないとするには、それがどの程度の支出を要するかを明示し、それが財政的 て判断していることは、裁判所が国会または地方議会に代る機能を果そうとしているのではないかとの疑問が残る。 いることから、その趣旨も理解できないではないが、予算という国会または地方議会の最も重要な審議事項につい は道路の管理に関するものであり、また、予算不足を抗弁事由にならないとするについていくつかの条件をつけて

に瑕疵があることによる違法は阻却されるものといわなければならない」と説かれている。(ミハ) 事情があり、その匡正が国、公共団体の人力、財力をもつてしては一般に期待できないというのであれば、営造物 力ではないとの理由で賠償責任があるとするのは著しく正義に反する。瑕疵があることについて真に止むを得ない 護岸が作られたが、その年度の通常の台風を防ぐことができなかつたというような場合である。この場合に不可抗 あろう」と説かれているし、大坪検事も、「問題は不可抗力とまではいえない原因が営造物の設置、管理上の瑕疵(ミン からやむをえずそちらの堤防だけを高くしたという場合には、違法性がなく、賠償責任を免れるというのが普通で うな積極的な行為に起因する場合である。この場合にも、予算が不十分で全部に及ばないため、他を防禦する必要 たとえば巨大な費用を要するため予算上の制約から、とりあえず中等程度の台風にしか堪えられないような堤防、 に作用して損害を生じさせたが、その瑕疵があることについてはいわゆる期待可能性がないと見られる場合である。 の所説が挙げられる。加藤教授は、「問題となるのは、水が堤防を越したことが、他に高い堤防を作ったというよ 違法性阻却・減殺説 違法性阻却事由であるとの立場に立つものとしては、加藤一郎教授と大坪憲三検事

されて然るべきであろう。」(22)

ている。

れるべきであるが、 な基準を被害法益の重大性の程度に即して述べれば、 険性の程度と被害法益の重大性の程度に応じて予算制約の抗弁は違法性の判断要素に影響を与えうる。 任の義務違反構成よりすれば、 植木哲教授は、 物損、 物損については違法性減殺事由であるとされて、次のように主張されている。「営造物 それも軽微な物損にあっては、これは違法性減殺要素として違法性の判断において考慮 管理者の損害回避義務違反は違法性の判断を伴うものであるから、 人損の場合にあっては、 予算制約の抗弁は原則として排斥 当該営造物の その概括

とは、 瑕疵責任の存否に関わる場合がありうる」と説かれ、 否かが慎重に検討さるべきであり、 当たっては、 なわち営造物の通常備うべき安全性の存否を判断するに際しては、それを備えることの現実的可能性を判断するになわち営造物の通常備うべき安全性の存否を判断するに際しては、それを備えることの現実的可能性を判断するに 責任を判断する際の重要な要素の一つであり、 な予算不足だとか数ある安全確保措置の中の一つが巨大な予算措置を必要とするだとかの理由が免責事由とならな 暉氏等の所説を挙げることができる。村上教授は、「予算不足を理由に瑕疵責任を免れることはできない。このこ いことはいうまでもないが、 私のように営造物責任をやや限定的にとらえる者にとっても、 瑕疵判断要素説 他の諸要素とともに、 瑕疵の有無の判断要素であるとの立場に立つものとしては、 これとは全く次元を異にした、社会的費用配分の見地からする財政的 それゆえそういう局面においては、国や地方公共団体の財政的能力の限界は 経済的もしくは財政的見地から、 技術的制約論や社会的制約論もまた同様だといってよい」と説かれ 遠藤教授は、「瑕疵責任が肯定された後における個別具体的 そのような要求が現実的妥当性をもつものか 異論はありえない。しかし、 村上教授、 瑕疵の存否、す 制約論は、 遠藤教授、 田代

予算を全く考慮に入れてはならないということではないであろう。」(②(※) することができないと考えることには問題がある。このような個別の予算不足ではなく、たとえば、回避可能性な 措置をとらなくてもよいということにならないことは当然である。しかしながら、 いし回避義務の有無を一般的な社会的相当性の見地から判断するときにまで、回避措置をとることに要する費用 田代氏も、次のように主張されている。「回避義務がある以上は、一般的には、予算不足のときは回避 いかなる場合にも予算を問題に

四判例・学説の検討

であるとすれば、 違法性が阻却されるか否か、減殺されるか否かは、ここでは直接問題とはならない。財政的制約が考慮されるべき べき安全性を欠如した状態」をいうのであるから、通常有すべき安全性を欠如していたか否かだけが問題となる。 いえるであろう。 る。このうち、 立しているが、有力なのは、違法性阻却ないし減殺事由であるとする見解と瑕疵の判断要素であるとする見解であ 違法性阻却ないし減殺事由であるとする見解は、主観説や義務違反説(論)に立てば、首尾一貫しているものと 営造物瑕疵説と財政的制約 最近では、後者の見解の方がやや優勢であるといってよい。 それは通常有すべき安全性を判断する際に、その判断要素としてである。 しかし、客観説や営造物瑕疵説からすれば、営造物の設置・管理の瑕疵とは「営造物が通常有す 右に概観したように、判例・学説上、財政的制約の捉え方について見解が対

るかもしれない。 客観説や営造物瑕疵説に立ちながら財政的制約を考慮することは、 財政的制約の問題について必ずしも態度を明らかにしていなかった。しかし、瑕疵を「通常有すべき安全 特に営造物瑕疵説に対して、この点についての批判が予想されるところである。従来の営造物瑕 一見すると、自己矛盾であるかのように見え 河川管理瑕疵と予算配分

瑕疵の判断要素として財政的制約を考慮するとしても、どの程度まで考慮すべ

れているから、

あるいは真意は別のところにあるのかもしれない。

他の営造物とは性質を異にし、

もともと洪水等の自然的原因による災害をもたらす危険性を内包しているものであ

る。 そうでなければ、営造物の絶対的安全性を要求することとなり、 性を欠如した状態」と定義する以上は、「通常」性の判断過程において財政的制約を考慮せざるを得ないであろう。 それ故、 瑕疵の判断要素として財政的制約を考慮することは、決して背理ではないのである。 かえって右の瑕疵概念と矛盾してしまうからであ

の箇所において、営造物の「通常の安全性」ないしは「社会通念上要求される安全性」の有無が問題であると説か(33) 何なる意味においても一切認めない趣旨であると断定してよいかどうかは、実は余り明確ではない。 古崎判事は、 予算不足・管理能力不足など――が加味されてはならない」と説かれている。しかし、これが財政的制約を如(ឱ) 先に紹介したように、客観説に立って、「設置・管理作用の不完全の判断には、管理権者側の都 同判事は、 别

は当初から人工的に安全性を備えた物として設置され管理者の公用開始行為によつて公共の用に供される道路その による公用開始のための特別の行為を要することなく自然の状態において公共の用に供される物であるから、 である。この意味において、大東水害訴訟上告審判決が、「河川は、本来自然発生的な公共用物であつて、管理者 きであろう。 に考えられないかもしれない。 政規模に照らして著しく巨額の出費を要する場合には、 きであるかについては、 もっとも、 財政規模に照らして巨額の出費を要する場合というのは、 なお別個の検討を必要とする。 他の営造物においては、その場合には、廃止または使用の禁止をすれば足りるから 通常有すべき安全性を欠いたものとはいえないと考えるべ 一般論としては、安全性確保のために、国・公共団体の財 河川以外の他の営造物では一般

ても、すべての場合に巨額の出費を伴うわけではないから、財政的制約を理由に瑕疵が否定される場合とそうでな る」と述べているのは、この限りにおいて、妥当な指摘であるというべきであろう。ただ、河川管理についてであっ

い場合とが区別されなければならない。 河川管理の瑕疵の有無を判断するにあたって、どのような場合に財政的制約を考慮すべきであるかについては、

急性を比較しつつ、その程度の高いものから逐次これを実施していくほかはない」と述べている。 諸要求との調整を図りつつその配分を決定する予算のもとで、……それぞれの河川についての改修等の必要性・緊 か、 算の配分が全体的にみて適正であったか否か、当該河川の管理に配分された予算が個別的にみて適正であったか否 が検討されなければならないのである。大東水害訴訟上告審判決も、「原則として、議会が国民生活上の他 国・公共団体の予算配分の問題にまで遡らなければ解決できないであろう。すなわち、河川管理に対する予

は 上げられうるかという理論的問題の解決なくしては、現実は到底被災者を一般に且つ広汎に救済することは不可能 るのである。……権力的作用において問題になつた立法行為の瑕疵がいかほどこの国家賠償責任の問題として取り る『瑕疵』の概念に入るという前提に立つて考察をすすめられたように考えられるし、 の瑕疵が実は『予算』という立法措置に左右されている場合が多いのである。末川博士は予算措置の欠陥はいわ、 『瑕疵』に入らぬという前提から考察を進められている。しかし、現実の問題は多く『子算』に関係してきてい 立法行為の瑕疵 有倉遼吉博士も、 予算と瑕疵の関係について、下山教授は、次のように説かれている。「設置および管理 右の下山教授の所説を引用されつつ、「予算措置は、行政庁の管理義務の範囲には 加藤助教授は『予算』問題

入らない。入るとしても、せいぜい予算獲得の努力だけで、予算の決定者は立法機関だからである。したがって、

かであろう」と主張されている。(33)

この下山・有倉説によれば、 この場合は、 問題は、行政庁たる管理者の管理の瑕疵から離れて、立法行為の瑕疵に転化する」と説かれている。 財政的制約の問題は、 最終的には、立法行為の瑕疵 (立法上の不法) の問題に行きつ

くことになる。

ないという点にある。大体、民事訴訟の審理構造そのものが、これらを可能にするのであろうか。答は自ずと明ら 財政論を導入すると、裁判所も当事者も政治と行政、即ち、国家予算の配分の適否そのものの検討に入らざるを得 疵で捉ようという非実際的な論議もある」と説かれているし、今井敬弥弁護士も、「我々が今問題にしているのは、(※) しかし、このような考え方に対しては、 批判的見解がないではない。須田弁護士は、「予算制約論を立法府の瑕

疵の有無の判断要素として立法行為の瑕疵が問われているにすぎないからである。 法行為の瑕疵の問題であるとしても、そのことにより直ちに国賠法一条の問題となるわけではない。ここでは、 会に留保されている以上は、一般論としては、立法行為の瑕疵の問題として捉えざるを得ないであろう。ただ、立 財政的制約を立法行為の瑕疵の問題とすることに対しては、右のような批判的立場もあるが、予算の議決権が議 瑕

立法裁量の瑕疵が認められてよいであろう。現実には、予算配分が著しく不合理である場合というのは非常に少な れている。しかし、全くの自由裁量というわけではないから、その裁量が著しく不合理であるときは、(55) かもしれないが、皆無とも思われない。予算配分が著しく不合理であったために河川の管理が不十分で、(ヨ) 予算配分と立法・行政裁量 予算配分については、 一般に行政権や立法権の裁量に委ねられていると解さ

発生したという場合には、従って、通常有すべき安全性を欠如していたものとして、瑕疵の存在が肯定されること

になる

定されることになるであろう。 必要な金額が河川管理予算全体に照らして著しく巨額であるか否かを基準として判断されるべきである。改修に著 も明確に限定されているので、莫大な費用を要するわけでもないであろう」との意見もあるのである。財政的制約 点を置きすぎており、当該河川の問題箇所を改修するのに河川管理予算全体に照らして著しく巨額の費用を要した う。このような観点からすれば、大東水害訴訟上告審判決は、予算の配分が全体的にみて適正であったか否かに重 か否かであって、適正でなかったために破堤・溢水等により損害を惹起した場合には、通常有すべき安全性を欠如 諸要求との調整」は問題とならないからである。問題となるのは、当該河川に割り当てられた予算が適正であった 適正であったとしても、個別的に眺めた場合には、別個の検討が必要である。この場合には、「国民生活上の他の が瑕疵の有無の判断要素であるとはいっても、これを理由にして瑕疵の存在が否定される場合というのは、 か否かについては、殆ど論じていないものといってよい。大東水害事故については、「本件の場合、河川改修地点 河川の管理の一般的水準」を基準として判断されるべきではなく、当該破堤・溢水箇所を事前に改修しておくのに したものとして、瑕疵の存在が肯定されることになる。そして、予算が適正であったか否かは、「同種・同規模の て、特定の河川の管理のために配分された予算を個別的に眺めた場合のことではない。予算の配分が全体的にみて しく巨額を要したと思われない場合には、財政的制約は、瑕疵の存在を否定する理由とされるべきではないであろ ただ、右に述べたことは、河川管理予算を国民生活上の他の諸要求との関連で全体的に眺めた場合のことであっ 相当限

この点、加治川水害訴訟上告審判決は、いくらか詳細に個別的な予算配分に触れている。同判決によれば、「新

ないからである。

頁

ことである。 ら昭和四○年ころにかけては中位又は中位の上に増額され、結局、 的かつ重点的に配分されていたため、 潟県における中小河川の改修事業費は、全国的にみれば高順位にあったが、 所の改修にその数倍の予算を必要としたとしても、 川 対する改修工事のために支出された総事業費は約三億七五○○万円となっている。……加治川全般ないし加治川 当額は、 の姫田川合流点の下流の改修に対する財政的措置が他と比較して不十分であったとすることもできない」 他の中小河川と比較して、 しかし、 この程度の金額でもって財政的制約というのであれば、やはり疑問を払拭できない。 昭和二七年から昭和三五年ころまでは下位にあったものの、 昭和四年以降顕著な災害を受けていなかった加治川に対する改修事業費の割 河川改修予算全体に占める割合いが著しく巨額となるとはいえ 昭和二七年から昭和四一年までの間に加治川 河川改修予算が災害河川に対して優先 昭和三六年ころか とい う

- 1 故とその賠償責任」ジュリスト四一三号一〇九頁等参照 八〇九頁等、 裁判例については、東京高判昭和四○年三月二四日判例時報四○八号一一頁、 学説については、 古崎・国家賠償法の理論一七○~一七一頁、野村好弘「道路の安全性の欠如による交通事 最判昭和五三年七月四日民集三二巻五号
- 2 吉戒修一「河川の管理と国家賠償法二条」民事研修二二六号四九頁参照
- 3 加藤「大東水害判決をめぐって」ジュリスト八一一号二四~二五頁
- 4 同旨、 石井「水害と河川管理の瑕疵」 國井和郎 「河川管理責任と国家賠償責任」 昭和五六年行政関係判例解説七二三頁、藤原淳一郎「道路事故への国・公共団体の賠 河川四二一号六〇頁、下山・前掲現代行政法大系六巻一三一~一三三

償責任」雄川=塩野=園部編・現代行政法大系六巻九一頁、松山雅昭「河川管理責任についての一考察(上)」自治研究

(5) 古崎・国家賠償法研究一二三頁。

六〇巻五号六五頁等。

- 6 の営造物責任」法律時報臨時増刊・現代と災害一〇六~一〇八頁。 須田「水害と国の責任」全国公害弁護団連絡会議編・公害と国の責任二八五頁。同旨、鬼追=浜田=山田=出水「河川
- 7 同旨、 古崎・国家賠償法研究一四二~一四三頁、國井「営造物管理責任法理の現状と課題」判例タイムズ五二七号四五

頁。

- 8 な判断であるといってよい。 制約が内在することを無視するわけにはいかないのは、むしろ当然というべきである」と述べているのは、従って、 川の通常有すべき安全性の判断に当つては、右に述べた河川管理の本質上、これらの財政的、技術的、社会的側面から諸 物といつた公物成立上の分類によつてその管理責任の範囲に質的な差異を設けることは相当でないとしても、……当該河 宇美川水害訴訟一審判決(福岡地判昭和五七年一一月一九日判例タイムズ四八四号二一六頁)が、「人工公物、
- 9 潮海一雄「大東水害最高裁判決の問題点」法律時報五六巻五号五八頁、下山・前掲一四四~一四八頁、 須田・前掲二九
- 10 費用がどんなに多額でも予算措置を講ずべきであるなどとは毛頭いっていないのであって、安全性確保のため数ある危険 認ずみである」(国家賠償法の理論二一○頁)と理解されているのに対して、遠藤教授は、「それは 断には、管理権者側の都合― 高知落石事件上告審判決の理解の仕方については、意見が分かれている。古崎判事が、「設置・管理作用の不完全の判 -予算不足・管理能力不足など――が加味されてはならない。このことは、 (本判決、筆者注)、 判例によって確

防止措置のいずれもがとられていないという事実関係のもとにおいて、その措置の一つである防護柵を設置するとした場 合に予算困難だからといって、『それにより直ちに』免責されないといっているだけ(である)」(国家補償法上巻五六~

五七頁)と理解されている。

11 和六〇年八月二六日判例タイムズ五六六号七三頁)等がある。 鶴田ダム災害訴訟一審判決(鹿児島地判昭和五九年三月二三日判例タイムズ五二四号一一一頁)、長良川・墨俣水害訴訟 審判決(岐阜地判昭和五九年五月二九日判例時報一一一七号一三頁)、平作川水害訴訟一審判決 同旨のものとして、そのほか、大東水害訴訟控訴審判決(大阪高判昭和五二年一二月二〇日判例時報八七六号一六頁)、 (横浜地横須賀支判昭

- (13) 古崎・国家賠償法の理論二〇九~二一〇頁。(12) 古崎・判例営造物管理責任法一二八頁。
- (4) 古崎・国家賠償法研究一一六頁。
- 15 同旨、 須田・前掲二九一頁。 なお、 筆者も以前にこのように考えていたが

(「水害と河川管理の瑕疵」

法政理論一

五巻

- 16 三号二○一頁、「損害賠償」遠藤=阿部編・講義行政法Ⅱ(行政救済法)一○三頁)、本稿において後述するように、見解 を改めることにしたい。 潮海・前掲五七頁参照。
- 18 綿貫 「河川の設置・管理の瑕疵についての賠償責任下」法曹時報三六巻五号八七六頁。

17

潮海・

前揭五八頁

19 同旨、 松山・前掲六七~六八頁、 原龍之助・公物営造物法 〔新版〕二〇四頁、下山「公の営造物の設置管理の瑕疵」

行

政判例百選〔新版〕一七八頁、雄川・前掲二一~二二頁等。

- (20) 加藤・不法行為法の研究三八頁。
- (21) 大坪・国家賠償法詳解二一四~二一五頁。
- (22) 植木・災害と法二五八頁。
- (3) 村上・前掲二四四頁。
- 25 24 田代「国家賠償法二条にいう瑕疵について」民事研修三一二号一八頁。 遠藤・国家補償法中巻七二六頁。なお、同・国家補償法上巻五五~五七頁参照。
- 係判例解説七二四頁、同・前掲法律のひろば三七巻五号四二頁、高橋利明「大東水害最高裁判決と水害訴訟」法律時報五 同旨、中路義彦「水害と営造物管理責任」昭和五四年行政関係判例解説六九四頁注(19)、石井・前掲昭和五六年行政関

26

(27) 古崎・国家賠償法の理論二一○頁。

六巻五号六一頁、松島・前掲四五頁等。

- (28) 古崎・国家賠償法の理論一六四頁。
- 古崎・国家賠償法の理論一八五頁。

29

(3) 下山・国家賠償(法学理論篇)五四頁。

有倉「渋水と河川管理上の賠償責任」田中=雄川編・行政法演習Ⅱ一二頁。

31

- (32) 須田·前掲二九一頁。
- 34 33 今井「河川災害訴訟の提起と展開」自由と正義三三巻七号四一頁。同旨、綿貫・前掲八七六頁。
- に述べている。「被告らのいうように河川改修の必要性・緊急性を総合的に判断して河川改修予算の当・不当を論ずるこ 同じ趣旨は、水害訴訟における原告側主張の中にも見出される。例えば、平作川水害訴訟において、原告側は次のよう

37

39

芝池

法コンメンタール) 五二頁参照

とは河川行政の当否を論ずることになり、本来議会がすべきことを司法が判断することになり、憲法の基本原理である三 権分立を侵す危険性すら生ずることになる。」

35 災対策の推進は、結局は、他の福祉政策と同様に、限られた予算や他の重要施策とのバランスを勘案しながら総合的かつ 訴訟による裁判官の判断にはなじまないであろう」(前掲ジュリスト八一一号二六頁)と説かれ、また、 例えば、加藤教授は、「予算配分についていちおうの基準はあるとしても、それは原則的には行政庁の裁量行為であって、 原田教授も、「防

36 ているというのは、問題視されてよいであろう (古崎・国家賠償法研究一四一頁参照)。 現在の予算配分が著しく不合理であるというわけではないが、一般会計予算に占める防災関係予算の割合が年々下降し 荒田建「水害と河川管理責任」ジュリスト六一三号四六頁参照。

漸進的に実現していくほかはない」(「水害と国家賠償法二条との関係」ジュリスト八一一号三四頁)と説かれている。

38 潮海「大東水害訴訟第一審判決」判例評論二一一号二七頁。同旨、芝池・前掲五二頁、古崎・国家賠償法研究

対策が要求されるものではない」と述べているのは、この限りにおいて妥当であるように思われる。

大東水害訴訟控訴審判決が、「常識を超えるような高額の費用を投入しなければ達せられないような高度の絶対的安全

「公の営造物の設置管理の瑕疵による損害賠償責任および求償権」室井編・行政救済法 (別冊法学セミナー・基本

三 「通常」性と管理の一般的水準

裁判例においては、むしろこれが通例であるといってよい。判例の動向と学説の対応をみながら、若干の検討を行 「通常」性の判断基準として、 社会通念のほかに、 管理の「一般的水準」が挙げられることがある。最近の水害

判例の動向

なうことにしよう。

る。

先に紹介したものと大部分重なることになるが、判断基準としては一応区別されるから、再度掲げておくことにす 裁判例において、 管理の一般的水準は、社会通念と合わせて判断基準とされている。それ故、裁判例の紹介は、

1 えるような特別な事情のあることを必要とするといわなければならない」と判示している。 放置することがわが国における河川管理の一般的水準及び社会通念に照らして河川管理者の怠慢であることが明白であるとい から総合的に判断して、河川管理上その地点に河川管理施設を設置することが必要不可欠であることが明らかであり、これを 最高裁昭和五三年三月三〇日判決は、「河川管理者にそのような義務があるというためには、前述のようなあらゆる観点

は、 防が当時の河川工事の一般的水準及び社会通念上具備すべき通常の安全性を欠如していたことによるものであるとみるより 右降雨、 東京高裁昭和五六年一〇月二一日判決(加治川水害訴訟控訴審判決)は、「本件仮堤防が……破堤したことは、本件仮堤 洪水の規模が異常であって、前記のように制約された諸条件のもとで築堤された仮堤防の耐えうる強度を越えて

裁判例にお

V

ては、

右のように、

社会通念に加えて、

管理等の一般的水準が瑕疵の判断基準とされている。

しか

たためであると認めるのが相当である」と判示している。

諸制約のもとでの同種・ 3 かどうかを基準として判断すべきであると解するのが相当である」と判示している。 最高裁昭和五九年一月二六日判決(大東水害訴訟上告審判決) 同規模の河川の管理の一般水準及び社会通念に照らして是認しうる安全性を備えていると認められる は、 「当該河川の管理についての瑕疵の有無は、 ……前記

とは、 瑕疵があるとは認められないものというべきである」と判示している。 (1) ないし社会通念に照らして是認することができるから、本件仮堤防の断面・構造は安全性に欠けるものではなく、 るに当たり、築堤材料に砂丘砂を単一使用したこと及び築堤材料の点を除く断面・構造を旧堤防又は在来堤防と同じくしたこ 最高裁昭和六〇年三月二八日判決(加治川水害訴訟上告審判決)は、 ……時間的 財政的及び技術的制約のもとでの同種・同規模の河川に同趣旨で設置する仮堤防の設計施工上の一般水準 右の③判決を引用した上で、「本件仮堤防を設置す 河川管理の

=学 説 の 動 向

のか、 治川水害訴訟控訴審判決と大東水害訴訟上告審判決の評価をめぐってであるが、これについては賛否両論がある。 判断基準として、 については必ずしも明確ではない。 社会通念のほかに何故に一般的水準が必要であるのか、また、 一般的水準が文献において論議されるようになったのは、 一般的水準とは一体何である 主として、 加

授は、 となって予算の配分がなされることになるから、直接にはそれぞれの河川について改修計画の合理性・妥当性を検 「現状では、 相当の規模の河川にはいちおう改修・治水計画が定められており、 それが集って全国的な計 画

肯定的見解

賛意を表するものとして、ここでは、

加藤教授と綿貫教授の所説を紹介しておこう。

加藤教

綿貫教授は、若干の疑義を指摘されながらも、「本件判決は公の営造物の管理に裁量を認めると共に、 討すればよいということになり、この判決の判断方法が是認されることになるであろう」と評価されている。また、 する。我が国の現行法の下でも、このような解釈を採らざるを得なくなった本件判決は本稿で述べた私の主張を裏 償責任の成立に過失責任を導入することになり、アメリカの不法行為請求法等と同様な解釈を採用することを意味

付ける一例ではないかと私は解している」と評価されている。(4)

訟は、勝ち目がないことになる。そして、このことは、現状肯定の何ものでもない」と批判されている。次に、芝 当為の要素を含む規範的観念の面があるように思われるが、これに対し、河川管理の一般水準とはまさに現状であっ るべきものであるとすれば、本件判決(大東水害訴訟上告審判決、筆者注)において、社会通念に加え河川管理の 池教授は、「一般に、営造物の設置管理の瑕疵たる通常有すべき安全性の欠如の有無が社会通念に従って行なわれ である。まず、古崎判事は、「『同種・同規模の河川管理の一般水準』が、国の怠慢から相対的に低い場合、水害訴 るということができる」と説かれている。 ているようである。すなわち、社会通念という基準は、その意味内容が不明確であるという不十分さをもつものの、 理の一般水準という基準の、河川管理の瑕疵判断基準へのとり込みは、河川管理についての現状追認的機能をもっ 一般水準が挙げられているところに、その瑕疵基準の厳格さの具体的なあらわれがみられるのである。この河川管 現在の一般水準に達してさえおれば、瑕疵の存在を否認する方向に働くという意味において、現状追認的であ 批判的見解 これに対して、批判的見解を表明されるのは、 古崎判事、芝池義一教授、鬼追明夫弁護士等

さらに、鬼追弁護士は、次のように評されている。「証明の問題とならんで重要なことは、『河川の管理の一般水

模の水系、 判所の価値判断は放棄したのに等しいことになりはしないであろうか。……判決が行政追認と評される最大の理由 適用して判示した部分から臆測すると、 というのが具体的に何を指すのか必ずしも明らかでないことである。 河川の平均改修率や投資額などを指すものと思われる。 判決のいう一般水準というのは、 もしそうだとすると河川管理の現状に対する裁 全国または都道府県における同種、 判決がその河川管理責任論を本件事案に

三 判例・学説の検討

はこの点にある。」

右のような問題を包蔵しているとすれば、このような基準の導入は疑問であろう。(空) は、 あるべき水準を示すものでなければならないところ、 を指すのかさえ不明確である上に、たとえこれが明確になったとしても、 これが現状追認的機能を果たしているのではないかという点である。同種・同規模の河川とは一体どのような河川 いえない事情を考慮すると、批判的見解には傾聴すべきものがあるように思われる。瑕疵判断の基準である以上は 判決自体がよく示しているところである。勿論、 般的水準の導入については、このように意見が分かれているが、 現実には、一般的水準が現状肯定的に働かざるを得ないこと 判決の本来の意図はそうではないであろうが、 批判的見解が問題にしているのは、 全国の河川管理の現状が決して十分とは 判決の意図は、社会通念という 一般的水準が

る。 水準を採用しながら瑕疵を肯定しているから、必ずしも現状肯定的に機能するとは限らない、 ただ、このように考えることに対しては、平佐川水害訴訟一 確かにそのとおりであるが、しかし、この二判決を仔細に検討すれば、一般的水準を採用しながらも、その内 審判決も川内川水害訴訟一 審判決も、 との反論が予想され ともに一 般的

判断基準の導入だけで十分達成できるものといってよい。

よい。一般的水準は、そこでは何ら機能していないのである。

容については殆ど触れるところがなく、結局、一般的水準を採用しなくても同一の結論に到達し得たものといって

1 川内川水害訴訟一審判決(鹿児島地判昭和五三年一一月一三日判例時報九三九号九〇頁)等がある。 同旨のものとして、そのほか、平佐川水害訴訟一審判決 (鹿児島地判昭和五三年八月三一日判例時報九二七号二二一頁)、

- 2 松島・前掲四五頁参照。
- 3 加藤・前掲ジュリスト八一一号二六~二七頁。
- 4 綿貫・前掲八九八頁。同旨、原田・前掲三四頁。
- 5 古崎・国家賠償法研究一四四頁。
- 6 芝池・前掲法律時報五六巻五号五二頁。

7

8 同旨、池田・前掲四四頁、高橋・前掲六一頁、研究会「大東水害訴訟最高裁判決をめぐって」判例タイムズ五二六号四

鬼追「大東水害最高裁判決の問題点」ジュリスト八一一号四六~四七頁。

○頁における國井教授の発言、潮海「都市近郊型水害」土地問題双書二二号一二二頁、小早川光郎「加治川水害訴訟最高

裁判決について」ジュリスト八四三号八一頁等。

9 國井「加治川水害訴訟控訴審判決及び志登茂川水害訴訟第一審判決について」判例タイムズ四五八号一九頁参照

10 このほか、河川管理の一般的水準を判断するための資料を一体誰が提出すべきであるかという問題が出てくる。古崎判

事は、「原告側が、このような一般水準の判断資料を提出せよというのであれば、水害訴訟の提起は、ますます困難にな

ることだろう」(国家賠償法研究一四四頁)と説かれている。

四 「通常」性と未完成堤防

にする。「通常」性が社会通念を基準にして判断され、その社会通念がさらに具体的基準に基づいて判断されるに して扱われるべきであるかもしれないが、未完成堤防という点では同じであるので、ここでは一括して論ずること 上げして改修する場合、②洗掘または溢水破堤した堤防を修築する場合、 度である。「改修途上」とは、須田弁護士によれば、⑦堤防のないところへ堤防をつくる場合、⑪既存の堤防を嵩 しても、未完成堤防については必ずしも明確とはいえない。 通常」 性をめぐって最も問題となるのは、 未完成堤防、すなわち改修途上における堤防が有すべき安全性の程 の三つの場合を含んでいる。 三者は区別

一判例の動向

この問題もまた、 判例主導型で展開されている。その主要なものを次に掲げておこう。

1 応急対策ないし過渡的安全対策として緊急に施工される仮施設である。……本堤防については、既往最大洪水程度の洪水ある いはそれを数割程度上回る洪水に対し安全な設計と施工にするのが普通であろう。しかし、仮堤防については、このような設 加治川水害訴訟において、新潟地裁昭和五○年七月一二日判決は、「一般に仮堤防は、本堤防工事が完成するまでの間の

計と施工にしなくとも本堤防工事が完成するまでの間の、すなわち、仮堤防存置期間内の、後背地の暫定的な安全が確保され る断面、構造とすれば足りる」と判示している。

2 行われていないとの一事をもつて河川管理に瑕疵があるとすることはできないと解すべきである」と判示している。 ある河川については、右計画が全体として右の見地からみて格別不合理なものと認められないときは、その後の事情の変動に するなどして早期の改修工事を施行しなければならないと認めるべき特段の事由が生じない限り、右部分につき改修がいまだ より当該河川の未改修部分につき水害発生の危険性が特に顕著となり、当初の計画の時期を繰り上げ、 大東水害訴訟において、最高裁昭和五九年一月二六日判決は、「既に改修計画が定められ、これに基づいて現に改修中で 又は工事の順序を変更

別として、計画高水位以下の水位の洪水により破堤したからといって、右事実から直ちに河川管理の瑕疵を事実上推定するこ ある」と判示している。 れてきた治水事業による河川の改修、整備の過程に対応するいわば過渡的な安全性をもって足りるものとせざるを得ないので とは相当でないというべきである」「未改修河川又は改修の不十分な河川の安全性としては、右諸制約のもとで一般に施行さ 年月を要することをも考慮すると、改修の遅延について河川管理者の責任を問うのを相当とする特段の事由が存在する場合は 出来上っていないことは明らかであるうえ、財政上の制約並びに時間的、技術的、社会的諸制約があって改修事業の実施に長 ない堤防(以下未完成堤防という。)においては、工事実施基本計画上当該堤防に予定された設計外力に耐えられるようには 長良川・墨俣水害訴訟において、岐阜地裁昭和五九年五月二九日判決は、「工事実施基本計画に基づく改修が完了してい

の技術的水準に基づき後背地の安全を保持する効用を果たすべき本堤防の断面・構造と同一でなければならないものとするの 臨時に存置された仮施設であるところ、このような性格の仮堤防が有すべき断面・構造は、 加治川水害訴訟において、 最高裁昭和六○年三月二八日判決は、「本件仮堤防は、……応急対策として短期間に築造され 河川法一三条の趣旨に則った一定

は相当ではないというべきである」と判示している。(2)

二 学説の動力

ことになるが、 学説の動向とはいっても、ここでも判例主導型で進行しているので、判例に対する文献の対応ないし評価という 賛否両論がある。

教授は、「改修の遅れをすべて河川管理の瑕疵だとして、溢水による損害に対して賠償を支払うのでは、 肯定的見解 判例の見解に賛意を表するものとして、加藤教授と原田教授の所説を紹介しておこう。

加藤

かぎり、ただちに法的責任をともなうものと解することは不可能ではないであろうか」と説かれている。(5) 策の推進は、 なって、裁判所としては判断不可能ということになるであろう」と主張されている。また、原田教授も、「防災対 ら優先順序をつけ、水害の起こる確率の高いところについては改修の遅れが管理の瑕疵になるとしていくのがよい にいう営造物の管理の瑕疵に読み込もうとするのは、行き過ぎであり、 かというと、それを判断するためには全国の河川を調べることが必要になり、それは行政の分野に立ち入ることに 巨額になるし、その分だけ全体としての改修計画は遅れることにもなるであろう。それでは危険性の多いところか つ漸進的に実現していくほかはない。このように考えれば、防災施設の遅れないし不十分さをただちに国賠法二条 結局は、 他の福祉政策と同様に、限られた予算や他の重要施策とのバランスを勘案しながら総合的 防災計画とその実施に特段の不合理のない

井弁護士は、 る 批判的見解 やや長文になるが、引用しておこう。「『仮堤防』については、 加治川水害訴訟の原告側弁護団の一員であるが、同訴訟控訴審判決について、次のように批判され 判例の見解に反対の意を表明するものとしては、今井弁護士と須田弁護士の所説がある。今 河川工学も河川法上も何らこれについて特別

は仮堤防の表法面にビニールフィルムを張る等の施工をすることは困難なことではないのである。」 かし、堤体盛土に本件被覆土に使用した土や河川敷の砂礫を使用し、表法面の蛇篭部分に被覆土を施工し、あるい 在来堤防より劣っていてよいとする理由は全く存しない。判決が河川法一三条の適用がないとする理由づけは、 能維持が短期間保障されればよいという条件の相違だけであり、仮堤防が存置される限り、洪水に対する安全性が れることは当然である。但し本件では、改修計画に基づく本堤防設置までの二洪水期のみ存在が予定され、その機 ろに従って安全な構造でなければならず、その機能として少なくとも連続する在来堤防とほぼ同一の強度が要求さ に定義するところがないが、河川管理施設であることに間違いはない。そうとすれば、河川法一三条の定めるとこ 判示の諸制約のもとで在来堤に匹敵する安全性を有する仮堤を築造することは困難とする点だけである。 唯

に十分回避できるのに、回避措置をとらずに水害を惹起せしめたからである。」 水害が計画高水流量以内の洪水であるとそれ以上の洪水であるとを問わず、前の水害につき破堤そのものを技術的 性がなかったことになり不可抗力とされよう。私見では、この場合も免責されない。理由は次節のとおり、 上を法的にどう評価するかおおいに問題となるところである。判例・通説でいけば予見可能性はあっても回避可能 年に計画高水流量を越える溢水破堤があって、一年後また同様……の洪水……で破堤水害が発生したとき、 須田弁護には、 若干観点は異なっているが、次のように主張されている。「加治川水害の事案のように前 改修途 あとの

三 判例・学説の検討

見すると、常識的判断であるように思えないでもない。しかし、国賠法二条の理念を状態責任・危険責任・無過 判例・学説の大勢は、未完成堤防の安全性は必ずしも本堤防と同じ程度であることを要しない、 1

須田・前掲二九一~二九二頁。

他方、

判例・通説に批判的な見解も、

二条の責任の性質を明確にした上で瑕疵論を展開すべきであろう。

失責任に求める筆者の基本的立場からすれば、少なからず疑問の残るところである。

同一 な(8) では、 定されなければならない。それはまた、無過失責任・危険責任を定めた二条の解釈の帰結でもある。(エン 時点における状態が通常有すべき安全性を欠いていたものである限り、たとえ仮堤防であっても、瑕疵の存在は肯 安全性が基準となるのであって、仮堤防であるか本堤防であるかは、この判断には何ら影響しないのである。その るのであれば、管理者側の設置・管理行為の違法性は要件とされていないからである。仮堤防であれ本堤防であれ、 のは妥当とはいえないであろう。河川管理者の責任を国賠法一条で追及するのであればともかくも、二条で追及すのは妥当とはいえないであろう。河川管理者の責任を国賠法一条で追及するのであればともかくも、二条で追及す とかもしれないが、これはいわば河川管理の側面からの発想であるから、これを基準にして瑕疵の有無を判断する いては、 十分であって、本堤防として通常有すべき安全性までは必要でない、というわけである。 判例・通説は河川改修計画の合理性を問題にしているが、これは一条と二条をやや混同しているように思わ 未完成堤防といえども、営造物である以上は、通常有すべき安全性を具備するものでなければならない。 の基準によって、 未完成堤防、 判例・通説も同じである。ただ、判例・通説によれば、「未完成堤防として通常有すべき安全性」 何故に「通常有すべき安全性」の水準が本堤防よりも低くてもよいのか、その根拠は必ずしも明確では 特に仮堤防は応急施設であるから本堤防よりも構造的に劣っていてもやむを得ない、というこ 通常有すべき安全性を具備していたか否かが問われるべきである。文字どおり通常有すべき しかし、未完成堤防につ が あれ れる。

- 2 同旨のものとして、そのほか、加治川水害訴訟控訴審判決、平作川水害訴訟一審判決等がある。
- 3 加藤・前掲ジュリスト八一一号二五~二六頁。
- <u>4</u> 原田・前掲三四頁。
- 5 同旨、 小早川・前掲八二頁、 吉戒・前掲五二頁、芝池「加治川水害訴訟上告審判決」判例評論三二五号三六頁等。
- 6 今井・前掲四〇頁。
- 7 須田・前掲二九二頁。

9

- 8 下山「長良川・墨俣訴訟判決批評」ジュリスト八二〇号六四~六五頁参照。
- ジュリスト八一一号一四頁における発言)、この考え方は、未完成堤防についても応用できるであろう。 塩野宏教授は、河川管理の論理と救済の論理を分けて考えることを提唱されているが (座談会「河川行政と治水対策」
- 10 拙稿・前掲法政理論一五巻三号一九七頁参照。

<u>Fi</u>. 「通常」性と営造物の通常の用法に即しない行動

が発生するわけである。このような場合にも、営造物の通常有すべき安全性の有無が問題となる。ただ、「通常の 用されている限り、 営造物の通常の用法に即しない行動により、損害が発生する場合がある。営造物自体は、 何ら瑕疵あるものではないが、被害者が通常の用法に即しない異常な行動をするために、 通常の用法に従って利

で紹介することにする。

は

べきである」と判示している。

ない。 用法に即しない行動」あるいは「異常な行動」が果たして独立した判断基準といえるか否か、疑問がないわけでは 後述の「予測可能性」の問題と密接に関連しているが、 一応分けて検討することにしよう。

判 例 の 動 向

同時に言及しているわけではないが、両者は結局殆ど同じ趣旨であると思われるので、ここでは厳密に区別しない 表的裁判例としては、次のようなものがある。必ずしも「通常の用法に即しない行動」と「異常な行動」の両者に |常の用法に即しない被害者の異常な行動によるものであるとして、国・公共団体の損害賠償責任を否定した代

1 常の用法に即しない行動の結果生じた事故につき、被上告人はその設置管理者としての責任を負うべき理由はないものという きる。したがつて、右営造物につき本来それが具有すべき安全性に欠けるところがあつたとはいえず、上告人のしたような通 路及び防護柵の設置管理者である被上告人において通常予測することのできない行動に起因するものであつたということがで |一巻五号八○九頁)は、「上告人の転落事故は、同人が当時危険性の判断能力に乏しい六歳の幼児であつたとしても、 誤って崖下に転落負傷したため、道路の設置・管理の瑕疵が争われた事件において、最高裁昭和五三年七月四日判決 六歳の男児が市道の南側端(路端は崖になっている)に設置してある転落防止用の防護柵に腰かけて遊んでいたところ、

2 落死亡したため、 「原審が適法に確定した事実関係のもとにおいては、本件堆積土の存在自体に危険性はなく、本件事故は河川管理者であ 六歳の男児が防護柵及びパラペット(余裕高) 河川管理の瑕疵が争われた事件において、 を乗り越えて、 最高裁昭和五五年七月一七日判決 河川内の堆積土の上で遊んでいるうちに、 (判例時報九八二号一一八頁) 誤って水中に転

示している よる本件河川の管理に瑕疵があったものということはできないとした原審の判断は、正当として是認することができる」と判 る京都府知事において通常予測することのできない上告人らの子智史の異常な行動によって発生したものであって、同知事に

な行動に起因するものと評さざるを得ず、本件鉄塔及びその関係防護施設の設置・管理に瑕疵があったものとはいえない」と 条にいう「瑕疵」とは同義であるとした上で、「訴外秀樹の本件感電死事故は、通常では予測することのできない同人の異常 名古屋高裁昭和五九年一〇月二五日判決 八歳の男児が米軍基地内にある送信用高圧鉄塔に触れて感電死したため、 (判例時報一一四七号一〇四頁) は、民事特別法二条にいう「瑕疵」と国賠法二 鉄塔の設置・管理の瑕疵が争われた事件におい

判示している。

「本件事故は通常予測することのできない上告人らの子秀雄の行動によって発生したものであって、 理に所論の瑕疵があったものということはできないとした原審の判断は、正当として是認することができる」と判示して 貯水槽の設置・管理の瑕疵が争われた事件において、最高裁昭和六○年三月一二日判決(判例時報一一五八号一九七頁) 四歳九月の男児が市の設置管理する防火用貯水槽の防護網によじ登って遊んでいるうちに、貯水槽内に転落死亡したため、 本件貯水槽の設置又は管

一学説の動向

右のような判例の動向については、学説上は賛意を表するものが多数である。 事案の特殊性があり、 必ずしも一般化できないかもしれないが、代表的な見解を以下に紹介しておこう。 判例評釈において説かれ るの

肯定的見解 賛意を表するものとして、村上教授、林修三教授、國井教授等の所説がある。まず、村上教

授は、 ……大阪高裁判決が、第一審の神戸地裁判決が近頃のマスコミなどにみられる風潮に押されて、 ながら妥当な判断であったとしてよいと思われる」と評されている。 とはちがった異常な方法で使用された場合の責任まで負う理由はないはずであり、 管理者の設置又は管理上の瑕疵を認めたのをひっくり返したのは、稀少価値をもつ行為であったともいえそうであ がって瑕疵があるとしている」と批判されている。次に、林教授も、①判決について、「最高裁判決の原審である して備えるべきものかどうかさえ疑わしい性質の設備まで求めて、それがないがゆえに道路が安全性に欠け、 の安全設備として具有すべき安全設備のレベル・アップを求めているというよりも、 したという意義はある」と評価されて、 んでいるものというべきであり、 あったといってよいと思われる。 しかし、 前記①判決について、「本最高裁判所判決は本件第一審判決のような極端な不真正客観説に立つ判決を是正 ものごとのすじ道からいえば公の営造物の設置者又は管理者は、その営造物が本来予定している用法 今回の第三小法廷判決が、 前掲昭和四五年八月の最高裁判決の示したテーゼは、当然にこういう考え方を含 市の賠償責任を認めた一審判決に対して、「この判決の特徴は、 原審大阪高裁判決の判断を支持したのは、 きわめて事理に合致した判断で むしろ本来道路の安全設備と い わば安易に道路 当然のこと した

のように説かれている。「最高裁の新判断は、 示されている。理論的に考えても、瑕疵は規範的概念であるべきだから、管理者の作為・不作為に対する評価視点 用法にかかわっている。 したように、 國井教授は、 営造物管理の守備範囲が、 ①判決について、 現に、 転落事故に関する裁判例では、 裁判例における瑕疵判断の基底にあるわけで、それは明らかに、 用法違反をどこで画するかは必ずしも容易ではないとされながらも、 従来の裁判例に窺知しうるのであって、異とするに当らない。 瑕疵の総合的判断の一要素として営造物の用法が明 営造物 先述 次

に営造物の用法を加えることに異論はあるまい。」

るのが現状である。本件市道もその例外ではない。この現状を直視したとき、裁判所の判断は、この実態と隔絶し 斬り捨てる恐怖の刀である。わが国には子供らの遊び場がなく、仕方なく子供らは、車の行きかう道路で遊んでい 遊ぶなら自分の危険と責任で勝手に遊べというのが、二審の判決の主眼であるなら、『守備範囲』論は、被害者を たものであってはなるまい。市道で危険を犯して遊ぶ子供らと親の責任は、法律上は過失相殺によって調節で の『守備領域』『守備範囲』であり、防護柵が子供らの格好の遊び場になっていることなんか管理者の知ったことか、 ている。「市道の防護柵は、市道を通行する人車が踏み外して転落しないよう防止するもので足り、これが防護柵 である。古崎判事は、①判決の原審判決(①判決は原審判決を是認したものである)について、次のように評され 批判的見解 これに対して、やや批判的な立場に立たれるのは、古崎判事、森島昭夫教授、 川井健教授等

じます」と疑問を提起されている。 作物責任についてであるが、「通常の用法に即しない行動というのを重視すると、七一七条を置く意味があまりな であれば、その事情を瑕疵判断のなかに取り込んでくるべきではない」と批判されている。川井教授も、民法の工(8) 裁判決の適用範囲は、 次に、森島教授は、 七〇九条的な処理になってしまうおそれがありますので、この点は少し警戒していい問題ではないかと感 かなり異例な場合に限られるべきであって、多少普通でない使い方をしたというようなこと 一般的には民法七二二条二項(過失相殺)で処理するべきであるとされて、「五三年の最高

きる」と。

るとしてしまうと、

ことになる。現にある状態とは、客観的状態をいうのであって、それが、好ましくないかどうか、設置・管理者が

市道の現にある状態つまり子供らの格好の遊び場として利用されていることを無視してしまう

学説の検討

学説の大勢は、右にみたように、

おいて疑問が残るように思われる。 の賠償責任の限界を画する上で有効であるように見受けられないではない。しかし、仔細に検討すれば、次の点に 体の賠償責任を否定する方向にある。このような考え方は、 営造物の通常の用法に即しない行動による損害については、 一見すると、 常識的判断に適合し、また国・公共団体 国・公共団

化し、 合が少なくないであろう。先に紹介したように、古崎判事は①判決に対して批判的であるが、(ミヒ) となっている。それ故、通常の用法とはいっても、ある事例がそれに該当するか否かは、 あるといってよい。 き安全性も先ずその観点から判断すべきである。しかし、いかに用法に即しない利用行為であっても、それが一般 た牧山市治氏による①判決の解説においても、「営造物は本来その用法に従って利用すべきであり、 えども、通常の用法の範囲を文字通りに狭く制限しようとしているわけではないであろう。最高裁判所調査官であっ 般論に対してというよりも、 るのであるから、「通常の用法」それ自体を明確にすることは、それほど困難ではない。 それは、「通常の用法」の範囲についてである。 管理者において予見しうるような事情にあればこれに対応した安全性が要求されるものというべきである」 そのことは、 むしろ当該具体的事案における被害者の行動が異常であると判示した点についてで 古崎判事が、「市道の安全性は、 営造物はすべてそれぞれの目的を果たすために設置管理されて そこを通行する人車の安全性の有無だけで足り 現実には判断が困難な場 しかし、 批判的であるのは、 その具有すべ 前記判例とい

当初予想し、あるいは現に認識していたかどうかとは無関係である」と説かれているところに端的に表現されてい(ミメ)

る。 さらに通常の用法に即した行動であったか否かを瑕疵の判断基準とすることは、たとえそれが補強的な意味を有す 然であろう。そして、このことは、結局、「通常の用法」の有効性を殆ど消失せしめることになるのである。 るものであっても、不必要なのではなかろうか。 このように、「通常の用法」の範囲を広く解することになれば、その範囲を画することが困難となるのは理の当

- 1 遠藤・国家補償法中巻四九〇頁、芝池・前掲基本法コンメンタール行政救済法四八頁参照
- 2 同旨のものとして、そのほか、大阪高判昭和五九年八月二九日判例タイムズ五四四号一五二頁がある。
- 3 村上「児童の転落事故に関して道路の設置管理が問題とされた事例」判例評論二四七号三〇~三一頁。

林「公共施設による幼児の被害と国家賠償法の適用」時の法令一○一三号六○頁。

4

- 5 國井「営造物の通常の用法に即しない行為による事故と国賠法二条」判例タイムズ三九〇号一七七頁。
- 6 関係判例解説七四三頁、牧山市治「営造物の通常の用法に即しない行動の結果生じた事故と営造物の設置管理の瑕疵」ジュ された事例」法学協会雑誌九七巻一〇号一五二七頁、岡崎彰夫「営造物の通常の用法と設置管理の瑕疵」昭和五三年行政 同旨、樫見由美子「幼児が道路の防護柵を越えて転落した事故につき、国家賠償法二条一項にもとづく市の責任が否定
- (7) 古崎「市道防護柵の設置又は管理の瑕疵が否定された事例」判例タイムズ三六七号一三七頁。

リスト六七九号九四頁等。

- 8 森島「ゼミナール・不法行為法の考え方」法学セミナー増刊不法行為法四六頁における発言。
- 9 川井「ゼミナール・不法行為法の考え方」法学セミナー増刊不法行為法四七頁における発言。

同旨、芝池=久保「判例回顧行政法」法律時報五八巻三号五六頁、芝池・前掲基本法コンメンタール行政救済法四七~

10

四八頁等がある。

- 11 牧山・前掲九四頁。なお、 岡崎・前掲七四二頁参照
- 13 $\widehat{12}$ 國井・前掲判例タイムズ三九〇号一七七頁。

古崎・国家賠償法の理論一七五頁、

同・国家賠償法研究一三一頁、

一六一頁参照。

- 14 古崎・前掲判例タイムズ三六七号一三六頁
- 15 樫見・前掲一五二七頁参照

六 「通常」性と予測可能性・回避可能性

害の予測可能性と回避可能性は、営造物が通常有すべき安全性を欠如している状態という瑕疵概念における『通常』 裁判例においても、 義務違反説に立つ論者はもとより、客観説に立つ論者もまた、しばしば予測可能性・回避可能性に言及してい 予測可能性・回避可能性に触れているものが少なくない。 筆者は、 以前に別稿において、「損

性の判断に取り込まれるから、 直接問題にする必要はない」と述べたことがある。しかし、説明不足であったこと

は否めないので、 判例・学説の動向を一瞥しながら、ここで改めて予測可能性・回避可能性と「通常」性の関係に(2)

一 判例の動向

ついて検討を加えることにする。

予測可能性・回避可能性に触れている裁判例の主要なものとしては、次のようなものがある。 (3)

1 流の発生そのものが予知し得なかったものであることは前記認定のとおりであるが、その発生の危険およびこれを誘発せしめ はなく、避難方式たる事前規制その他の方法によりその目的を達し得たものであるから、被控訴人の主張するような事由によっ ために、適切な管理方法を講ずべきものであった。……本件土石流による事故を防止するためには、防護施設が唯一のもので た集中豪雨は通常予測し得たものであることも前記認定のとおりであるから、被控訴人は、本件土石流による事故を防止する 飛驒川バス転落事故訴訟において、名古屋高裁昭和四九年一一月二〇日判決(判例時報七六一号一八頁)は、「本件土石

「上告人の転落事故は、 被上告人はその設置管理者としての責任を負うべき理由はないものというべきである」と判示している。 者である被上告人において通常予測することのできない行動に起因するものであったということができる。したがって、…… 先にも紹介したが、営造物の通常の用法に即しない行動の結果生じた事故についての最高裁昭和五三年七月四日判決は、 同人が当時危険性の判断能力に乏しい六歳の幼児であったとしても、本件道路及び防護柵の設置管理

ては、本件事故が不可抗力であったとはとうていいい得ない」と判示している。

随して死傷等の事故の発生する危険性が客観的に存在し、かつ、それが通常の予測の範囲を超えるものでない限り、 理瑕疵が争われた事件において、 港湾施設の建設工事中である埋立地内の道路を夜間走行していた自動車が岸壁から転落して運転者が死亡し、 最髙裁昭和五五年九月一一日判決(判例時報九八四号六五頁)は、「当該営造物の利用に付 埋立地の管 管理者と

4 が予測不可能な異常のものであったなど、本件災害が不可抗力ないし回避可能性のない場合であったとすべき事由はなんら認 長良川・安八水害訴訟において、岐阜地裁昭和五七年一二月一〇日判決 右事故の発生を未然に防止するための安全施設を設置する必要があるものというべきであ(る)」と判示している。 (判例時報一〇六三号三〇頁) は、「降雨、

二学説の動

向

められない」と判示している。

れている。 肯定的見解 学説上でも、一般に何らかの意味において、予測可能性・回避可能性が瑕疵の判断基準にさ

して、 瑕疵の有無は、事故発生の〝危険性〞、事故防止措置の〝必要性〟と〝可能性〞の各存否によって決せられる。そ ある國井教授も、次のように主張されている。「義務違反論は瑕疵認否の判断準則を明らかにしたが、これによれば、 かる意味において、義務違反説は注意義務二元説に立っている」ということである。また、義務違反論の提唱者でかる意味において、義務違反論の提唱者で 理者の損害回避義務を論拠とするが、それは同時に、損害の予見可能性に依拠する予見義務を前提としている。 義務違反説の提唱者である植木教授によれば、「義務違反説は、損害の回避可能性に依拠する営造物の設置・管 右三者の各判断は結局のところ、〝道路管理の守備範囲〟に対する評価態度に規定された価値判断によって

認否の分水嶺とするものである。」

なされる。かかる判断準則は、右の価値判断に依拠した事故発生の予見可能性と回避可能性の有無をもって、

ることをいうが、このことは、営造物が、事故当時、 客観説の主唱者である古崎判事は、「営造物の設置管理の瑕疵は、……営造物が通常具備すべき性状を欠いてい 事故との関連で通常予測することができる危険に対して安全

対してまで営造物の安全性を具備すべきことを要求するものではない、といえる。」(8) であることは、その判文から読み取れるのである。このことから、この判例も、通常の予測の範囲を超えた危険に 性を備えていれば足り、あらゆる危険に対し完全無欠な安全性を備えることまでの必要がない、ということで た。そうして、この予測性は、管理者の主観的知・不知の問題ではなく、諸般の事情から客観的に認められる問題 入することが、管理者にとって予測することができた以上、一般の人車の安全性の確保措置をとるべきであるとし ある」とされた上で、前記③判決について、次のように理解されている。「この判例は、一般の人車が埋立地に侵

性』(予測可能性及び回避可能性)を要するとしているのは、営造物の瑕疵が『設置又は管理』にかかるものでな 物の設置又は管理の瑕疵の意義につき、通常有すべき安全性の欠如と管理可能性(具体的には予測可能性と回避可 営造物のかしが客観的な管理可能性の枠内にあるときはじめて、それが営造物の設置・管理のかしに該当するとい 主観説とのメルクマールは、右の設置・管理を客観的に判断することに求めるわけである。ことばを換えていえば、 ければならないことから正当である。もとより、右の管理可能性の判断は客観的になされるべきである。」 能性)をその要素としていることは明らかである。……判例が営造物の設置・管理の瑕疵の内容として『管理可能 べきである。」また、中路義彦検事も、次のように説かれている。「これらの判例の傾向を見たとき、判例は、営造 のように主張されている。「客観説といえども、営造物のかしが設置・管理上のものであることを承認せざるを得ず、 ある。この見解によれば、管理可能性の中に予見可能性と回避可能性が含まれることになる。吉戒修一検事は、次 いうるのである。そして、右の客観的な管理可能性の中に、客観的な予見可能性と回避可能性が包含されるという さらに、客観説に近い立場であるが、右の古崎説とは若干異なる観点から、「管理可能性」を問題にする見解

学説の大勢である。 批判的見解 しかし、これに対して、予測可能性・回避可能性を考慮する必要がないとの異論もないわけで このように、何らかの意味において予見可能性・回避可能性を考慮すべきであるというのが

はない。

すればよいとしたのである。 被害者側に道路管理者の結果予見可能性(過失の一要素)を立証する負担を軽減させて、管理上の瑕疵だけを立証 かれている。また、宮原守男弁護士も、「道路管理上の瑕疵とはいわば道路管理者の過失を客観化したものである。 し得たかどうか、防止し得たかどうか、というような人の側の対処の仕方とは無関係に判断されるのである」と説 とを問題にする過失とは異なる。瑕疵は、営造物または工作物の物的な安全性の欠如のみを問題とし、それを予見 野村好弘教授は、「瑕疵は、 したがって、ふたたび『瑕疵』のなかに予測可能性を持ち込むことは過失の客観化 防止措置義務、 事前調査義務などの義務の違反あるいは予見可能性というようなこ

判例・学説の検討

方向に逆向するものである」と主張されている。

これに同調することはできない。そこで、ここでは、客観説や営造物瑕疵説からすればどのように解するのが首尾 しかし、筆者の立場は、義務違反説 (論)とは基本的に異なっているから、 予測可能性・回避可能性につい いても、

義務違反説(論)の立場からすれば、予測可能性・回避可能性が瑕疵の判断基準とされるのは理の当然であろう。

能性を瑕疵の判断基準の一つにされている。 客観説と予測可能性・回避可能性 しかし、客観説が瑕疵を「営造物が通常有すべき安全性を欠如した状 客観説の代表的論者である古崎判事は、 先に紹介したように、 予測

貫しているか、ということについて検討することにする。

は、 見可能性と回避可能性)を瑕疵の判断基準とする見解もまた同様であって、これでは義務違反説 判断するにしても、 から客観的に認められる問題である」と説かれてはいるが、過失の客観化が進んでいる今日では、(タイ) 態」と定義するのであれば、予測可能性・回避可能性を考慮することは、果たして右の瑕疵概念に適合していると 営造物瑕疵説の主唱者である木村実教授が、「本来、営造物の設置・管理の瑕疵は、営造物の瑕疵を中心に論ずべ 営造物瑕疵説にこそふさわしいであろう。営造物瑕疵説は、営造物自体に物的欠陥がある場合はもとよりのこと、 は、客観説の瑕疵定義と全く同じである。しかし、この瑕疵定義は、二条の責任が状態責任であることを強調する であろうか。営造物瑕疵説によれば、瑕疵とは「営造物が通常有すべき安全性を欠如した状態」をいう。この点で て明らかなように、営造物の物理的性状を瑕疵判断の中心に据え、設置・管理の瑕疵を擬物化している、 著しく困難となるように思われる。國井教授が、「通説は営造物瑕疵説を採るものではないが、その所論に照らし いえるであろうか。 た状態であったか否かだけに着目する。管理者側の予測可能性・回避可能性は、ここでは直接の問題とはならない。 営造物自体に物的欠陥がなくても、それをとりまく周囲の状況を総合的に考慮して、通常有すべき安全性が欠如し 瑕疵判断の視野に入らないはずである」と述べられているのは、的確な指摘というべきである。(⑸ かかる考え方からすれば、営造物の用法や被害者の行為態容はともかく、管理者の作為・不作為や予見可能性 営造物瑕疵説と予測可能性・回避可能性 これによって瑕疵と過失の区別が不鮮明となることは避けられないであろう。管理可能性 なるほど、古崎判事は、予測可能性は「管理者の主観的知・不知の問題ではなく、 それでは、営造物瑕疵説に立てば、どのように捉えられるべき (論)との区別は いかに客観的に 諸般の事情 と見てよ 争

きものであって、

管理の瑕疵を強調することは、国賠法一条一項の問題であろう。

したがって、免責事由としての

償責任が生じないのは当然である。ただ、営造物瑕疵説に立てば、

瑕疵とは営造物が通常有すべき安全性を欠如

等の管理の瑕疵を重視すべきではない」と説かれているのは、 不可抗力は、 営造物の瑕疵にあたるか否かが検討されるべきであり、 この趣旨であろう。 不可抗力の予測可能性の有無、

交通規制

完成堤防の決壊等がその適例である。 有すべき安全性を欠いていたと認められるケースも十分考えられ得るのである。(8) 独立した別個の瑕疵判断の基準となるわけではない。たとえ管理者側に予測可能性・回避可能性がなくても、(三) このためである。 る。 を欠如していなかったということになるであろう。 も右に述べた趣旨と矛盾するものではない。予測可能性・回避可能性がなければ、一般には、 通常有すべき安全性を欠如していたか否かを判断する際に、 予測可能性・回避可能性がいくらかでも問題となるとすれば、 しかし、この場合にも、予測可能性・回避可能性の有無は、「通常」性の判断資料の一つにすぎず、 別稿で論じたように、道路上に放置された障害物が原因で自動車事故が発生(ミヒ 裁判例の多くにおいて、 予測可能性・回避可能性を考慮することは、 それは「通常」 「回避措置」 道路上の障害物の放置や前述の未 性の判断過程におい の存否に触れているのは 通常有すべき安全性 てであ 通常

避するためであろう。 ようとしているわけではない。 予測可能性・回避可能性を瑕疵の判断基準とするのは、 もっともな配慮ではあるが、 国賠法二条が瑕疵を要件としている以上は、この瑕疵がなければ国・公共団体の賠 営造物瑕疵説といえども、 おそらく国・公共団体に無限の責任を負わせることを回 国・公共団体に無限の責任を負わ

如した状態であったことは確かであるから、これだけに着目して瑕疵を認めてもよいであろう。

たとえ予測可能性・回避可能性がないにしても、

放置時間が短時間であれば、

時間的不可抗力として免責されるとする見解が

道路が通常有すべき安全性を欠

支配的であるが、この場合でも、(20)

した場合の管理者の責任については、

予測可能性・回避可能性が次第に緩やかに解されることになれば、あるいは「通常」性の判断と同一に帰すること 例においては、予測可能性・回避可能性と「通常」性の判断は重なるかもしれないが、これは別論である。また、 たものというべきであろう。予測可能性・回避可能性を瑕疵の判断基準とすることは、国賠法二条の責任の性質(状 になるかもしれない。しかし、その場合には、むしろ予測可能性・回避可能性の有無を問題にする必要性がなくなっ た状態をいうのであるから、「通常」性が国・公共団体の責任の限界を画することになる。もっとも、大部分の事

(1) 拙稿・前掲法政理論一七巻一・二号一一二頁。

態責任・無過失責任・危険責任)に適合しないように思われる。

- (2) その概観については、秋山義昭・国家補償法一一〇~一一二頁参照。
- 3 裁判例の動向とその分類については、芝池・前掲基本法コンメンタール行政救済法四八頁参照。
- 五月二九日判例タイムズ五三二号一八二頁、松山地八幡支判昭和六〇年一月二五日判例時報一一五六号一二九頁等がある。 二六日判例時報一一〇六号一二〇頁、高知地判昭和五九年三月二六日判例時報一一三七号一二二頁、東京地判昭和五九年 最近のものとして、そのほか、最判昭和五八年一○月一八日判例時報一○九九号四八頁、名古屋地判昭和五八年一二月
- (5) 植木・前掲九頁。
- 6 法律時報四九巻四号一〇三頁参照。 國井「道路の設置・管理の瑕疵について(一五)」判例タイムズ四八〇号二三頁。なお、同「水害と営造物管理責任」
- (7) 古崎・国家賠償法研究一七一頁。

(8) 古崎・国家賠償法研究一七六頁。

9

吉戒・前掲五〇頁

- 10 中路「水害と営造物管理責任」昭和五四年行政関係判例解説六八一~六八二頁。
- 11 野村「国道の管理の瑕疵」交通事故民事裁判例集三巻索引・解説号二七五頁。なお、 同・前掲ジュリスト四一三号一一
- 12 宮原「道路管理の瑕疵による事故責任」交通事故民事裁判例集三巻索引・解説号二六六頁。

○頁参照。

- 13 につき、道路の設置管理に瑕疵があるとした事例等」交通事故民事裁判例集四巻索引・解説号二五三頁、国家賠償法研究 会③・法令解説資料総覧一四号一四四頁における森島教授の発言等。 同旨、 西原道雄「大阪空港訴訟大法廷判決と損害賠償(上)」ジュリスト七六一号五三頁、 田邨正義「国道の落石事故
- (14) 古崎・国家賠償法研究一七六頁。
- (15) 國井・前掲判例タイムズ三九〇号一七六頁。
- (16) 木村「国家賠償法二条をめぐる判例の動向」ジュリスト五八一号五五頁。
- 17 (「工作物責任(一)」法学教室一六号二八頁) と説かれている。なお、木村「営造物の設置・管理の瑕疵」法学教室(第 森島教授は、「回避措置の存在は瑕疵認定の理由づけ(正当化)であって、認定基準ではないということも考えられる」
- |期) 六号一五五頁参照。
- 18 事故、天災や第三者による保安設備の破損等の場合には、どうしても無過失責任としての構成が必要となろう」(「保安設 ト四一三号一一〇頁)と説かれているし、西原教授も、民法七一七条の事例についてであるが、「鉄道企業の承継直後の 野村教授は、「予見可能性がなかったことは、道路管理の責任を免れさせる決定的な理由とはならない」(前掲ジュリス

備のない踏切と土地の工作物の瑕疵」法律時報三八巻三号六九頁)と説かれている。なお、森島・前掲法学セミナー増刊

不法行為法四六頁、四宮・前掲七二九頁参照。

(1) 拙稿・前掲法政理論一七巻一・二号一一四頁、一一六頁。

(20) 古崎・国家賠償法研究一八七頁参照。

(2) 藤田宙靖・新版行政法Ⅰ(総論)三八〇頁参照。

むす

ならないであろう。本稿において、筆者は、営造物瑕疵説に立って、この「通常」性の意味を考察した。 は、「通常」性について一般的に論ずることが不可能であると解されたためかもしれない。確かに一般的に論ずる 念においては、 ことは困難であるが、瑕疵概念の中に「通常」性を盛り込む以上は、ある程度までは一般的に論じておかなければ が奪われてしまったために、これまで「通常」性の問題が直接論じられるということはなかった。あるいは、これ 客観説と営造物瑕疵説によれば、瑕疵とは「営造物が通常有すべき安全性を欠如した状態」である。この瑕疵概 従って、「通常」有すべき安全性が瑕疵の有無を決することになる。しかし、瑕疵論争の方に関心

われなければならない。社会通念の確定もまた困難な作業であるが、少なくともいえることは、行政の立場にも被 判例・学説の大勢は、「通常」性を社会通念によって判断しようとしている。それ故、「社会通念とは何か」が問

外におくものでない限りは、 害者の立場にも偏ってはならないということであろう。これまでは、 うに見えるかもしれない。しかし、「通常」性を社会通念によって判断し、その社会通念が財政的制約を全く考慮 ような考え方に基づくものである。 たように思われる。 社会通念の確定の際に、場合によっては財政的制約を考慮せざるを得ないと説いたのも、 整合性を欠いているとはいえないであろう。 財政的制約を考慮することは、 一見すると営造物瑕疵説の趣旨に適合しない 当事者の一方に偏った捉え方が少なくなかっ

質を曖昧にし、二条と一条の区別を不明確にする。 り得ても、 の意味について一般的に論ずることを意図したものであるが、「大山鳴動してねずみ一匹」の感がしないでもない。 が客観説に立っているといわれているだけに、疑問を払拭できない。 被害者の通常の用法に即しない行動や管理者の予測可能性・回避可能性は、「通常」 営造物瑕疵説の立場からすれば、「通常」性は瑕疵概念の本質的部分を構成している。本稿は、 独立した判断基準とはなり得ない。予測可能性・回避可能性を判断基準とすることは、二条の責任の性 判例・通説が予測可能性を判断基準としていることには、それ 性の判断資料の一つとは この 「通常」 性

体系的位置づけのためには不可欠の作業であろう。 本稿における結論は、二条の理念を状態責任・無過失責任・危

険責任に求めたことからの一つの帰結である。

しかし、

たとえ結論において大差がないにしても、 瑕疵概念及びその構成要素を明確にすることは、二条の責任の

(一九八六・四・二〇)